（液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部改正）

**第四条**　液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （在勤官署の所在地）<br>**第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第四号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。<br>（旅費の額の計算に係る細目）<br>**第三十五条**　（削る） | （在勤官署の所在地）<br>**第三十四条**　旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。<br>（旅費の額の計算に係る細目）<br>**第三十五条**　旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。 |
| 一　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。<br>二　国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第四条の渡航雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。<br>三　経済産業大臣が、旅費法第八条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。<br>四　機構が、旅費法第八条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 | 二　検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事務所ごとに三日として旅費相当額を計算する。<br>三　旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。<br>四　経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。<br>五　機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。 |

**附　則**

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

## ○経済産業省令第三十一号

国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十八の規定に基づき、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

経済産業大臣　武藤　容治

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （新事業開拓事業者）<br>**第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<br>一・二　（略）<br>三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者又は国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第二十三条第一項第十三号及び国立健康危機管理研究機構法施行令（令和六年政令第二百六十六号）第二条第一号の規定により出資を受ける者<br>ニ　（略）<br>（法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等）<br>**第十四条の二十五**　法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。<br>一～四　（略）<br>五　量子計算機を使用して法第二十一条の十八に規定する業務を行うための施設並びにその附属設備並びに量子、光及び電磁波の分析並びに評価に用いる施設並びにその附属設備<br>六・七　（略） | （新事業開拓事業者）<br>**第二条**　法第二条第六項の経済産業省令で定める事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<br>一・二　（略）<br>三　既に事業を開始している者であって、次のイからニまでのいずれにも該当する会社<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　その発行する株式が投資事業有限責任組合（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合をいい、新たな事業を創出し、及び当該事業の成長発展を図る事業者に対する資金供給を行うもの（事業の再生又は事業の承継を実施する事業者に対する資金供給を行うものを除く。）に限る。）の組合財産である会社又は科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定により出資を受ける同項第一号に掲げる者<br>ニ　（略）<br>（法第二十一条の十八に規定する経済産業省令で定める研究開発施設等）<br>**第十四条の二十五**　法第二十一条の十八の経済産業省令で定める研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備は、次に掲げるものをいう。<br>一～四　（略）<br>（新設）<br>五・六　（略） |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。